

※改定後の全文は、平成 27 年 11 月 1 日以降、規約・特約ページ (<https://expy.jp/rules/>) をご確認ください。

現 行 (平成 27 年 10 月 31 日まで適用)	改 正 (平成 27 年 11 月 1 日以降に適用)
<p style="text-align: center;">JR 東海エクスプレス・カード (コーポレート) 会員規約</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第 9 条 (代金決済及び遅延損害金)</p> <p>1. 契約法人は、カード使用者の毎月末日までのカード利用代金及び年会費等毎月末日までに乙にお支払いいただくべき一切の債務を翌々月 6 日 (当日が金融機関休業日の場合は翌営業日。以下、「約定支払日」という) に、契約法人が予め指定したお支払い預貯金口座から自動振替の方式により乙に支払うものとします。また、乙の指定預金口座へ振込み入金する方法 (原則として振込みにかかわる手数料は契約法人の負担となります。) により支払うこともできます。この場合のお支払い日は約定支払日 (当日が金融機関休業日の場合は翌営業日) までとなります。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4. 契約法人が EX 予約コーポレート特約に定めるエクスプレス予約コーポレートサービスを利用した場合、甲は、甲所定の方法により決定された、同サービスにおけるカード利用代金の一部を還付することがあります。還付は、甲より受託した乙が所定の方法により行ない、同サービスにおけるカード利用代金と相殺することができます。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">JR 東海エクスプレス・カード (コーポレート) 会員規約</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第 9 条 (代金決済及び遅延損害金)</p> <p>1. 契約法人は、カード使用者の毎月末日までのカード利用代金及び年会費等毎月末日までに乙にお支払いいただくべき一切の債務を翌々月 6 日 (当日が金融機関休業日の場合は翌営業日。以下、「約定支払日」という) に、契約法人が予め指定したお支払い預貯金口座から自動振替の方式により乙に支払うものとします。また、乙の指定預金口座へ振込み入金する方法 (原則として振込みにかかわる手数料は契約法人の負担となります。) により支払うこともできます。この場合のお支払い日は約定支払日 (当日が金融機関休業日の場合は翌営業日) までとなります。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4. 契約法人が EX 予約コーポレート特約に定めるエクスプレス予約コーポレートサービスを利用した場合、甲は、甲所定の方法により決定された、同サービスにおけるカード利用代金の一部を還元することがあります。還元は、甲より受託した乙が所定の方法により行ない、同サービスにおけるカード利用代金と相殺することができます。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

エクスプレス予約コーポレートサービス特約

(前略)

第 17 条 (利用制限又は利用停止)

1. 次の各号のいずれかに該当すると甲が判断した場合には、甲は、通知催告等何らの手続きを要することなく、直ちに本サービスの一時停止を含む利用制限又は利用停止をすることができます。なお、本項第 10 号又は第 11 号のいずれかに該当する場合は、同時に、EX カードコーポレート規約第 14 条第 2 項第 5 号に該当するものとみなします。

(1) 契約法人又はカード使用者が、本特約の各条項のいずれかに違反したとき

(中略)

(11) 契約法人又はカード使用者が、その一部又は全部を自らは使用しない等、転売又は換金等の目的において、相当と認められる数量又は頻度を超えて、本サービスを利用して乗車券類を購入したとき

(12) その他、契約法人又はカード使用者が本サービスを利用することを甲が不相当と判断したとき

(中略)

第 21 条 (附則)

「JR 東海エクスプレス・カード会員規約」、「JR 東海エクスプレス・カード法人会員規約」、「JR 東海エクスプレス・カードコーポレートサービス (後払) に関する契約」及び「JR 東海エクスプレスサービス会員規約」は、本特約及び本サービスの利用等本特約に関連する事項には適用しないこととします。

エクスプレス予約コーポレートサービス特約

(前略)

第 17 条 (利用制限又は利用停止)

1. 次の各号のいずれかに該当すると甲が判断した場合には、甲は、通知催告等何らの手続きを要することなく、直ちに本サービスの一時停止を含む利用制限又は利用停止をすることができます。なお、本項第 10 号又は第 11 号のいずれかに該当する場合は、同時に、EX カードコーポレート規約第 14 条第 2 項第 5 号に該当するものとみなします。

(1) 契約法人又はカード使用者が、本特約の各条項のいずれかに違反したとき

(中略)

(11) 契約法人又はカード使用者が、その一部又は全部を自らは使用しない等、転売又は換金等の目的において、相当と認められる数量又は頻度を超えて、本サービスを利用して乗車券類を購入したとき

(12) 契約法人又はカード使用者が第 22 条に違反している、又は疑いがあると当社が認めたとき

(13) その他、契約法人又はカード使用者が本サービスを利用することを甲が不相当と判断したとき

(中略)

第 21 条 (附則)

「JR 東海エクスプレス・カード会員規約」、「JR 東海エクスプレス・カード法人会員規約」、「JR 東海エクスプレス・カードコーポレートサービス (後払) に関する契約」及び「JR 東海エクスプレスサービス会員規約」は、本特約及び本サービスの利用等本特約に関連する事項には適用しないこととします。

第 22 条 (社会的勢力の排除)

1. 契約法人又はカード使用者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するこ

<p>(以下略)</p>	<p><u>ととします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>(1) 暴力団</u><u>(2) 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者</u><u>(3) 暴力団準構成員</u><u>(4) 暴力団関係企業</u><u>(5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u><u>(6) 前各号の共生者</u><u>(7) その他前各号に準ずる者</u> <p><u>2. 契約法人又はカード使用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>(1) 暴力的な要求行為</u><u>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</u><u>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u><u>(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為</u><u>(5) その他前各号に準ずる行為</u> <p>(以下略)</p>
--------------	---